7月定例教育委員会議事録

平成24年7月24日(火)10:00~

○委員長 ただいまから平成24年7月定例教育委員会を開会いたします。よろしくお願いします。 それでは、教育総務課長さんから日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

○教育総務課長 はい。それではお手元の日程表をご覧ください。まず一般報告が教育長からご ざいます。

本日議案といたしましては議案第1号、平成23年度教育行政の点検及び評価について他2点でございます。報告事項でございますけれども、これに関しましては報告事項ア、全国大会等で活躍した児童・生徒に対する教育長表彰について他14件でございます。また本日につきましては、協議事項といたしまして協議事項1、いじめ問題への対応についてご協議いただきたいというふうに思います。本日は議題が非常に多くなっておりますので、事務局のほうの説明は完結にお願いしたいというふうに思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○委員長 はい。それでは、教育長さんから一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

○教育長 はい。そうしますとお手元に一般報告として1枚のペーパーをお配りさせていただいております。

まず6月議会が6月11日から7月4日まで開催されました。お配りしておりますように、ご覧の形で代表質問、それから一般質問がございました。質問たくさんあったわけでありますが、代表質問では高校の教員の採用が少ない現状をどう考えるかということとか、あるいは水産教育の今後の在り方について質問がございました。また一般質問では、議員が倉吉東高校が専攻科がなくなるのだけれども、その後補習科を設置することについてどう考えるかというような質問がございました。私としましては、いろんな経緯があって議会の決議を受けてその廃止を委員会も決定していると。したがって、その専攻科と同様な形で補習科というのは議会の理解が得られないのではないかというふうなことも答弁をしております。それからこれに関しまして、実は6月議会で、この鳥取西高校の耐震を進めるにあたって移転を前提にしないでという陳情がございました。その陳情は6月議会では研究留保になっておりましたが、今回の議会で趣旨採択となりました。その趣旨採択の意味でございますが、こういうようなことになります。この陳情者の願意を汲み取りながら鳥取西高等学校の耐震改修制度について文化庁と調整を図るよう詰めるべきであります。しかしながら、今後の文化庁との協議の結果によっては、将来の移転も前提としないことに固執することなく、生徒の安全確保を最優先し耐震改修整備のスケジュールに遅れを生じな

いよう文化庁の意見に沿って対応する必要があるため趣旨採択としましたということになります。前日、常任委員会がありまして、その中で一応委員会でこの趣旨採択が決まったわけでありますので、その委員会のときに委員長のほうから今後どういう見通しかということを尋ねられました。そこで私は、この議会の議決を経た上で文化庁に出向きまして、この文化庁のそれなりの最高に判断できる方と直接お話しをして、これまでの議会での議論を説明した上で文化庁の最終的な考え方を確認しますと。そして、その際の状況を8月の常任委員会に報告させていただいて、11月の開催が予定されております国の文化審議会に間に合うように文化庁の意見に沿う形で申請を出しますということを言いました。予定ですと、この8月に基本設計ができあがりますので、その基本設計に基づいて文化庁の意向に沿う形で申請をしたいと考えております。まず今、文化庁と日程調査しておりますので、その日程調整で向こうと話をし、最終的に意向を確認した上で議会に報告していくということになると思います。またこの問題は報告させていただきます。

それ以外のことに関してでございます。委員長が6月23日、鳥取東高の創立90周年にご出席いただきました。

6月26日、経済4団体へ求人要請を行いました。

それから28日、委員が教科用図書の審議会の答申を受け取られました。

川中アーチェリーロンドンオリンピック代表が表敬訪問をされました。

7月4日、7月5日、7月6日、議会が終了しましたので東部地区の学校、県立高等学校を全て回りました。授業参観もしました。校舎はかなりの高校が今、耐震改修をしておりまして、非常に狭い暗いところでありました。智頭農林高校に行きましたけども、朝の一斉読書の様子、あるいは耐震改修が終わって、教室が本当に綺麗になっている中で、子どもたちが落ち着いて勉強しておりました。そういうようなところでございます。

失礼いたしました。先ほど鳥取西高校の陳情の研究留保は2月議会での研究留保、そうですよね。6月議会でそれが趣旨採択になったということで、訂正させていただきます。

それで裏のほう 11 番ですね。ロンドンオリンピックに行く選手の激励会もございました。それから 14 番、伸びのびトークで委員長、委員に出席をいただきました。

7月 11 日から 12 日に、これは石巻にまいりまして、今派遣しております教育相談員と面談をしました。学校の要望が非常に強うございますので、2 学期に3 回、そして3 学期にも2 回派遣しようというふうに考えております。

7月17日、小学校・中学校の校長先生方との意見交換をいたしました。率直な意見交換をとおして現場のニーズを探りたいというふうに思って開催いたしました。

7月 18 日、19 日徳島県で開催されました連合会の総会に委員長と出席いたしました。これも やはりいじめ問題に対しまして緊急に分科会で討論が行われました。

7月21日、高校野球開会式がございまして、今年はいろいろ趣向が凝らしてありました。鳥取商業高校のマーチングバンドの生演奏で生徒が入場するとか、あるいは栄冠は輝く、あれも従来はCDで流すのですけども鳥取西高校の女子生徒が独唱しましてね。それが終わった瞬間に、もう拍手とどよめきが起きましたね。ちょうど2月に倉吉未来中心で龍谷大学と6校がやったときの鳥取西高校の生徒がね、「坂の上の雲」の主題歌を独唱した、あの子なのです。

すごい感動しましたね。それから準決勝の始球式は福島から避難してきている子どもがするとか、いろんな形でありましたので、高校生とか、あるいは県内の子どもたちの発表の場とかそういう場という形で、いろんな創作的なものを開会式に取り入れてみてもおもしろいなと思いました。その後、そこに示しておりますように国体の団員の激励にまわりました。以上でございます。 〇委員長 はい、ありがとうございました。

そういたしますと議題に入りますが、本日の署名委員さんは岩田委員さんと若原委員さんにお 願いします。

それでは議案第1号について説明してください。

3 議事

[公開]

議案第1号 平成23年度教育行政の点検及び評価について 教育総務課参事 説明

○教育総務課参事 はい。平成23年度教育行政の点検・評価につきまして、ご説明をいたします。この点検・評価につきましては、法律に基づきまして効率的な教育行政の推進、県民の皆さまへの説明責任を果たすためということで、毎年とりまとめているものでございます。資料のほうは本体の資料と、それから概要版とをお付けしております。本体資料の1枚、表紙をめくっていただきまして、目次を見ていただきますと、構成といたしましては1ページ目以降に教育委員会の活動状況と自己評価、3ページ目以降に教育振興基本計画の施策の方向性ごとに取り組みについて点検評価を実施しております。また76ページ以降には、教育委員会で制定した条例、規則の制定・改廃状況、そして附属機関の開催状況について載せております。説明のほうは概要のほうでさせていただきたいと思います。

概要版のほうをご覧いただきますと、まず1ページ目、2ページ目の自己評価でございます。 1ページ目には主な活動状況等を挙げておりますけれども、2ページ目に教育委員会の活動に対する自己評価を挙げております。4段階で評価をしておりまして、政治的中立性、継続性、安定性の確保、それから地域住民の意向の反映の両方の項目につきまして、6つの観点で評価をしておりますが、いずれも十分または概ね行うことができたというふうに評価をしております。

また、3ページ目からの点検・評価につきましては、自己評価、関係者評価、数値目標の到達 度、各評価の考え方、それから本題のほうに載せておりますけれども、23年度の成果と課題、24 年度の対応方針等をまとめております。

概要のほうで見ていただきまして、4ページのところに、全体としての評価の全体像を載せて きております。こちらにつきましては、9月時点に実施をいたしました関係者評価も参考にしな がら、各所属のほうで自己評価をさせていただいているところでございます。

横側に見ていただきますと、自己評価結果でございまして、Aとして目的・目標を達成したも

のというものにつきましては、6ページに挙げております読書活動の推進の1項目をAということに評価をしております。

また、Bのほぼ計画どおり推進につきましては、全体の89.7%の61項目をBというふうに評価しております。また、Cの取り組みがやや遅れているという部分につきましては、6項目挙げておりますけれども、7ページの上のほうの不登校、いじめ問題の取り組みについてC、それから8ページの障がいのある児童生徒の一貫した指導体制、それから9ページの特別支援教育の普及啓発、同じく今後の高等学校の在り方、教職員の過重負担・多忙感、教職員の精神疾患につきまして、この6項目につきましてCということで評価をさせていただいておいります。特に教職員の過重負担・多忙感につきましては、関係者評価の時点で効果があったという回答が25%を切っておりまして、関係者評価におきましてもBという評価を入れております。

ノー残業デー等の設定だとか、それから法律相談の窓口の設置といった取り組みは進めてきて おりますけれども、学校への要求課題も増加する中にありまして、なかなか成果が表れていない というような実態でございます。

なお、D評価の一層取り組みが必要というものについてはございません。評価の概要は以上でございます。なお、今年度はすでに昨年度の状況を踏まえて、24年度の取り組みということで進めてきております。今年度の評価につきましても、昨年度同様に9月時点での中間評価を予定をしておりまして、また、その中で課題等出てくると思いますので、次年度に向けて方針を決定をし、取り組みを進めてまいりたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。〇委員長はい。ということでございますが、委員の皆さんのほうでご質疑あるいはご意見等ございましたらお願いします。

- ○教育長 概要版の3ページですけど、これは毎年アンケート対象が違うんですよね。対象が同じ人というわけではないよね。
- ○教育総務課参事 この回答状況のところに書いてあるところに出しています。市町村教育委員会が 19 であるとか、小学校の先生方。
- ○教育長 だから、市町村はすべて出ているんだけども、中学校が少し少ない気がしますね。P TA役員ね。
- ○教育総務課参事 回答率のほうが。
- ○教育長 回答率ね。これはどういうことですか。
- ○教育総務課参事 一応、無記名で回答していただくようにしておりまして、督促が十分できないということもあるかと思いますが。
- ○教育長 やはり、よりたくさん、この拾い上げる仕組みをしていかなきゃいけないと思います し、ちょっと中学校とPTAがね、少し少なかったのが気になってはおります。
- ○委員長 そうですね。
- ○教育総務課参事 今年度の実施につきましては、アンケートの際に、ぜひ全回答をということで十分お願いをした上で、配布をさせていただきたいと思います。
- ○委員長 無回答のところについては、こちら側から催促、督促などはなさったのでしょうか。 それでもなお回答がなかった。

- ○教育総務課参事 先ほど言いましたように、一応、無記名ということになっておりまして、直接メール等でご連絡をいただいたところで回答がないというのが分った部分についてはできるのですが、基本的にはちょっとどなたがというのは分かりません。
- ○教育長 これは、これまでも議論してきたところですので、こういう形で議会に報告をさせて いただくということですね。
- ○委員長 概要版の7ページに、不登校・いじめ問題の取組という、自己評価はCと厳しく評価をなさっておりまして、そのわけというのも下にいい具合に取り組んでるのだけども、なかなか成果というものが十分に表れなかったということでCだという具合に伺っているところでして、今の問題もクローズアップされてるところですから、現場でも刻々と、この取り組みは進んでいるのではないかと思っております。
- ○委員 よろしいですか。その件、私もこの7ページの不登校・いじめ問題、ここちょっと気になって今読ませてもらったのですけども、この不登校の出現率のことには触れられてますけども、いじめ問題のほうには全くコメントがないですね。
- ○委員長 そうですね、コメントがないですね。
- ○委員 これは午後の協議事項でもっと詳しく議論することになると思いますけれども。
- ○委員長はいい。これはまた後でこの点について説明を受けたり協議するところがございますね。
- ○委員 1つ聞いてもいいですか。12ページの下のほうの、心とからだいきいきキャンペーンの保護者認知というところなんですけども、23年度が64.3%、このときはロゴマークとかそういうのは、募集していたのでしょうか。平成23年度は、なかなか上がらないと言われていましたが、ロゴマークとかね、県民にこう募集したりされてるのですか。
- ○教育総務課参事 はい。させてはいただいておりますけれども、ちょっと。
- ○委員 今年度がちょっと上がればいいなと思うんですけど、そういう効果が出ればいいのですけど。
- ○教育長 今年度ね、クリアファイルをつくったりしてやっていますので、上がってきてくれる と期待していますけどね。
- ○委員 そうですね。はい、分かりました。
- ○委員長 23 年度の教育行政の点検及び評価ということで事前にはいただいていたわけですが、 これについて、結果について、あるいはコメントについて、議論等はございますでしょうか。
- ○教育長 あと若干ですね、全体的な統一で、文言修正とかあるかもしれませんけども、修正した上で議会に報告させてもらおうと思うんですけど、基本はこれまでに議論しておりますので。
- ○委員長 これまでさせていただいたところでございますので、よろしいでしょうか。はい。それでは、議案第1号については原案どおり決定いたしました。続いて、議案第2号を説明してください。

[公開]

議案第2号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について 文化財課長 説明 ○文化財課長 はい。議案第2号、鳥取県文化財保護審議会への諮問について、提案させていただきます。1ページをお願いいたします。記載にありますとおり、この条例第44条により、文化財指定としようとするときは、あらかじめ県文化財保護審議会に意見を聞かなければならないということから諮問しようとするものでございます。

このたびは、「奥田家住宅」を保護文化財に指定しようとするものでございます。なお、この建造物の指定につきまして、近年は平成15年から3年間にわたって調査しました近代和風建築総合調査を基に、重要な物件を絞りこんで、文化財としての指定が妥当と評価されたものについて諮問となってきております。

この「奥田家住宅」の評価につきましては、説明文に記載しておりますけれども、特に離れ座敷「楽山荘」、2ページの上の写真でございますが、これが近代和風の離れとして格調高くまとめられていること。それから、近世の主屋として1ページの写真ですが、これと一体として、この敷地全体を「奥田家住宅」として保護しようとするものでございます。全体の配置図は2ページの下にございます。どうかよろしくご審議をお願いいたします。

- ○委員長 この諮問内容についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- ○教育長 その「楽山荘」の当時の当主が総理大臣を招くために建てたとあるけれど、総理大臣 来たのですか。
- ○文化財課長 山陰本線の開通のときに来るということで、この当時の当主が造られたそうですけども、実際は計画したまでしか書いていなくて、来られていない。そのときには建っていなかったみたいです。ただ、そういうのを目的に宿泊地として、いい材を使って造っているということが、きっかけということのようです。
- ○教育長 山陰本線開通にあわせて総理大臣が来るかもしれないということで、来られたら泊まってもらおうということで造ったと。
- ○文化財課長 当時の参議院議員だった奥田柳蔵さんという方です。今の当主の曾祖父さんにあたるそうです。
- ○委員 これは現在も住んでいらっしゃるのですか、この住宅に。
- ○文化財課長 はい。今、ご当主とご家族で住んでおられます。
- ○委員長 よろしいでしょうか。はい。それでは議案第2号、原案どおり決定いたしました。 続いて議案第3号ですが、これは人事に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、 いかがでしょうか。それでは、関係課長以外の課長は退席をお願いいたします。

[非公開] 議案第3号 公立学校教職員の懲戒処分について

○委員長 それでは、以上で非公開の案件は終了しましたので、これより公開といたします。各 課長を入室させてください。

それでは、続いて報告事項に移ります。報告事項アについて、説明をしてください。

[公開]

報告事項ア 全国大会等で活躍した児童・生徒に対する教育長表彰について 教育総務課参事 説明

- ○教育総務課参事 はい。報告事項ア、全国大会等で活躍した児童・生徒に対する教育長表彰について、ご報告をいたします。全国大会等で活躍した児童・生徒につきまして、7月9日付けで教育長表彰を行いました。この表彰は平成24年2月から5月末までに行われた全国規模の大会、コンクール等において、3位相当以上の賞を受賞した個人または団体の方を表彰しております。資料のほうに成績等は載せておりますけれども、小学生が19名、中学生が10名、高校生が12名、すべて延べでございますが、合計41名、23件につきまして表彰をいたしました。今後、大会等、年間を通じて開催されますので、同様の成績を残された児童・生徒さんにつきましても、随時、市町村のほうと連携をとりながら表彰していくことにしております、以上でございます。
- ○委員長何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。
- ○委員 こういうのは年度末にまとめてやられるのが、時期的にはいいような気がするんですけれども。
- ○委員長 これは、年何回に分けてありますか。
- ○教育総務課参事 3回を予定しております。
- ○委員長 3回に分けて報告いただいているのですね。はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

続いて、報告事項イを説明してください。

[公開]

報告事項イ 県教育委員会「まんが王国とっとり」関連事業について 教育総務課参事 説明

○教育総務課参事 はい。報告事項イ、県教育委員会「まんが王国とっとり」関連事業について、ご報告をいたします。いよいよ8月4日から「国際まんが博」が開催されることになっておりますけれども、「まんが王国とっとり」関連の事業につきまして、県教育委員会としても取り組んでおりますので、現在の取り組み状況につきましてご報告をいたします。資料の1でございますが、共通のロゴマークを作成いたしました。子どもたちが、まんが王国の取り組みに積極的に参加をしてほしいと考えておりまして、デザインといたしまして、小学生、中学生、高校生の男女3人を図柄化しております。県教委の関連事業の広報等に活用するほか、夏休みの前にということで、知事部局のほうと連携をいたしまして、「国際まんが博入門ガイド」というのを作成いたしましたが、これのナビゲーターとしてもこのキャラクターのほうを使っております。ぜひ、そういったものも参考にしながら、児童・生徒がまんが博に参加をしていただきたいというふうに思っております。

また、2番でございますけれども、高校生まんが王国とっとり応援団の取組についてでござい

ます。7月3日現在で応援団が全部で204名ということで参加をしております。活動状況といたしまして、1番で発足式、2番で著名人との交流会、ワークショップ等も実施をしておりますし、また境港総合技術高等学校の「若鳥丸」のラッピングをいたしておりまして、これにつきましては、沖縄航海に出た際に神戸港のほうに出港しておりまして、人通りの多いハーバーランド側につけまして、生徒たちがその場でチラシ等を配ってまんが王国をPRしたところでございます。

資料をおはぐりいただきまして、同じく境港総合技術高校のビジネス科の生徒につきましても、 研修旅行先の大阪でPR活動を実施しております。県教育委員会のまんがに関する事業につきま しては、4ページに一覧で載せておりますのでご覧ください。以上でございます。

- ○委員長 何かご質問ございますか。
- ○教育長 ガイドはないですか。あと缶バッジと。
- ○教育長 ここにもユタカくんとタツヤくんとココロくんも入って。夏休み前に子どもたちに配りました。高等学校課の職員が描きました。
- ○委員 職員の方が描いているのですか。
- ○教育長 ええ。これもそうです。
- ○委員 そうなんですか。
- ○教育総務課参事 マンガコーディネーターということで非常勤職員を今年度1年限りで雇っておりまして。
- ○委員もともと描ける人なんですね。
- ○教育長 今9階の県庁食堂でも等身大のものが貼ってあります。
- ○委員 バッジは皆さんが作られたのですか。
- ○教育長 これもどんどん作れます。
- ○委員長 はい。次にいってよろしいでしょうか。

では、報告事項ウを説明してください。

[公開]

報告事項ウ 適正な経理処理の確保に向けた点検結果(平成 24 年度結果)について 教育総務課参事 説明

○教育総務課参事 それでは報告事項ウ、適正な経理処理の確保に向けた点検結果(平成24年度結果)についてご報告いたします。1ページをご覧ください。現在、18、19年に発覚しました不適正経理の問題の教訓といたしまして、それ以降毎年、適正な経理の確保に向けて定期的な自主点検をやっておりますが、その結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

点検の内容は2番の表に入れておりますように、4月10日から4月15日にかけまして、事務局・県立学校のすべての機関を対象に、処理に困っている通帳などの存在とか県費外会計の適正な処理状況をそれぞれの機関で自主点検をしていただきまして、報告を受けたものでございます。

3番目の点検結果でございますが、まず処理に困っている通帳等につきましては、いずれの機関におきましても、学校におきましても該当がございませんでした。

続いて2ページでございますが、県費外会計の状況でございます。はじめに事務局のほうですが、事務局が業務を行っております特例民法法人の3会計、それと各課が所管しております協議会等の任意団体に関する会計が29で、合計32会計ございましたが、いずれも金額の上限等がございますが、改善を要するような問題がある会計はございませんでした。所属の一覧表は5ページ以降も付けておりますので、また後ほどご覧ください。

続きにつきまして3ページのほうには、県立学校の県費外会計の状況をまとめております。会計区分の見直し等もございまして、会計数自体は17会計増えまして1,601会計でございますが、改善を要する会計につきましては、昨年度3会計、米子高校のほうがございますが、今年度はすべての高校におきまして改善を要するものはないという結果になっております。県立学校からの報告を受けております内容もたいへん量が多くございますので、5ページ以降には参考として鳥取東高のものも付けておりますので、これもご覧ください。

それと4ページでございますが、教育行政監察担当のほうで、県立学校の会計の実地確認をいたしました。今年度は全31校のうちの約3分の1にあたります10校に対しまして、出向きまして、県費外会計等の取扱要綱の制定の状況ですとか運用の状況、あるいは証拠書類の整備状況等につきまして確認をいたしました。いずれの学校におきましても、取扱要綱に基づいて適切な事務処理が行われておりました。

最後に今後の対応でございますが、昨年度に引き続きまして、校長会ですとか事務長会を通じまして、県費外会計の適切な処理に向けた取り組みを進めていただくことを徹底するとともに、毎年、すべての所属で行っていただいておりますコンプライアンス研修につきましても、継続的に実施していただくということで、私どもの教育行政監察担当のほうも出前講座ということで、昨年同様、この夏出向いて、研修等を実施しております。このような取り組みによりまして、引き続いて適正経理の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長 はい。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、続いて報告事項エを説明してください。

[公開]

報告事項エ 平成 24 年度鳥取県教科用図書選定審議会の答申について 特別支援教育課長 説明

○特別支援教育課長 はい。平成24年度鳥取県教科用図書選定審議会の答申についてでございます。1ページをご覧ください。鳥取県教科用図書選定審議会の会長、三木会長からこのような答申を受けました。内容はそこの下に書いてある3点でございます。1点目の教科用図書の採択基準につきましては、2ページに示しているとおりでございます。1つは特別支援学校の教科用図書目録に登載された教科書のうちから採択する。2つ目は小学校・中学校と共用の同一の教科書、教科用図書を使う。3点目は、いわゆる図鑑とか絵本とかそういった部類のものですけれども、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について、選定資料に基づいて、児童生徒の障がい等の実態を十分考慮して行う。この3点でございます。

2点目の内容、選定に必要な資料につきましては、資料の4ページから9ページのほうに挙げさせていただいております。一般図書6冊、特別支援学校知的障害者用教科書13冊について、このたび資料をつくっていただきました。

最後、3点目の教科用図書採択につきましては、10ページのほうに挙げております。採択方針という形でお答えいただいておりますが、特別支援学校児童生徒の実態は本当にさまざまですので、児童生徒の実態に応じて、最も適当と思われる教科用図書を選定して、採択審査を行うという点におきましては、それに基づいて審査を行い決定するという内容でございます。以上でございます。

- ○委員長 よろしいでしょうか。はい。
- ○教育長 ちょっと確認ですけど、1ページの1番で、特別支援学校並びに特別支援学級の、この特別支援学校というのは、これは県立だったか市だったかな。
- ○特別支援教育課長 米子市のほうでありますね。
- ○教育長 県も入る。
- ○特別支援教育課長 県も入ります。
- ○教育長 だから、3はこの都道府県に設置する。
- ○特別支援教育課長 すみません、ここですね。市ですね。失礼しました。
- ○教育長 だから1番のほうが市ですね。
- ○特別支援教育課長 はい。
- ○教育長 だから、25 年度に使用する特別支援学校、これは米子市立米子養護学校の話ですね。 それから、県内すべての小学校・中学校の特別支援学級ですよね。だから3番は県立の特別支援 学校ですね。
- ○特別支援教育課長 そうです。はい。
- ○教育長 はい、分かりました。いいです。
- ○委員長 いいですね。よろしいでしょうか。

それでは、続いて報告事項オを説明してください。

[公開]

報告事項オ 平成 24 年度鳥取県立学校第三者評価の実施について 参事監兼高等学校課長 説明

○参事監兼高等学校課長 はい。平成24年度鳥取県立学校第三者評価の実施について、まとめて高等学校課からご報告いたします。県立学校の第三者評価につきましては、平成22年度から毎年8校、4年間で一巡をする予定で実施をし、本年度は3年目にあたります。評価の実施体制としまして、昨年度から変えて、昨年度までは評価委員さん12名でお願いをしておりましたけれども、それぞれ負担が非常に重いということも考慮しまして、評価委員16名。そして、今年度から新たに評価専門委員として、県立学校の副校長、教頭先生8名を加えました。これは、各学校間の相互評価、そして学校評価の意義が理解され、一層浸透することを思ってのものでございます。24

名で8チーム、1チーム3名からなるチームをつくりまして、すでに第1回の研修を終えております。お盆明けに第2回の研修を行いまして、その後9月から11月にかけて、それぞれのチームに2回、1つの学校を訪問して第三者評価をすることとしております。以上でございます。

- ○委員長もうこれは、グループ分けはできていましたでしょうか。
- ○参事監兼高等学校課長 はい。
- ○委員長 よろしいでしょうか。何かご質問はありませんか。それでは、続いて報告事項力を説明してください。

[公開]

報告事項カ 平成 25 年度鳥取県公立学校職員(船舶乗組員)採用候補者選考試験の実施 について

参事監兼高等学校課長 説明

- ○参事監兼高等学校課長 平成 25 年度鳥取県公立学校職員(船舶乗組員)の採用候補者選考試験の実施についてでございます。1名、早期退職の申し出がございました。二等航海士、甲板部の職員でございます。従いまして、その補充として今年度、船舶乗組員甲板部の欠員補助のために、採用候補者の選考試験を実施するものでございます。以上でございます。
- ○委員長はいい。よろしいでしょうか。続いて、報告事項キを説明してください。

[公開]

報告事項キ 平成 24 年度鳥取県高校生海外留学・海外派遣説明会について 参事監兼高等学校課長 説明

- ○参事監兼高等学校課長 平成 24 年度鳥取県高校生海外留学・海外派遣説明会についてでございます。「鳥取発!高校生グローバルチャレンジ事業」の一環として 6 月 10 日、高校生にこの説明会を実施をいたしました。参加者のところをご覧いただきますと、一昨年度、生徒・保護者含めて 49 名、昨年度が 51 名、今年度は 74 名と説明会の参加者が増加をしております。今年度は従来の高等学校課、そして留学団体による説明に加えて、留学経験者による講演、説明も行いました。非常にこれが好評でございました。昨年は、海外留学生 4 名、県下でございましたけれども、今年度まだ確定はしておりませんが、今のところこの説明会を受けるなどして、6 名程度の留学生があるのではないかという見込みでございます。以上でございます。
- ○委員長 やはり、その説明会の参加者が増えたということは何かあったのですか。
- ○参事監兼高等学校課長 浸透してきたことと、それから、やはりこういう事業を実施していて、 保護者の皆さん、生徒の皆さんの関心が高まってきた。自分も行けるのではないかという、そう いう思いが出てきたものではないかと思います。
- ○教育長 予算支援があるというのは、これはどうですか。留学支援事業の予算的な支援があるというのは。

- ○参事監兼高等学校課長 はい。この下に参考で書いておりますけれども、上の短い短期留学のほうが、滞在費用の2分の1か20万円か、長期1年程度の留学については上限40万円の補助がありますので、これも非常に大きな、生徒・保護者の皆さんの魅力になっていると思います。
- ○委員長はいい。よろしいでしょうか。
- ○委員 このときの説明会のときの資料ってありますか、余分。
- ○参事監兼高等学校課長 はい。用意いたしますので。
- ○委員いただければ、ちょっと。
- ○委員長 はい。続いて報告事項クを説明してください。

[公開]

報告事項ク 鳥取県立図書館「ドリーム ティーンズ コーナー」(青少年コーナー)の開 設について

図書館長 説明

○図書館長 はい。報告事項ク、図書館でございます。県立図書館「ドリーム ティーンズ コーナー」の開設についてご報告させていただきます。鳥取県立図書館では、自分の将来を考え、社会性を身につける大切な時期に、青少年が悩みを解決し、自分の夢を実現するために読んでほしい本を配架した、青少年のための「ドリーム ティーンズ コーナー」というのを本日、開設いたしました。内容としましては、常設的に千冊程度、貸出ができるようになっております。かつ1カ月おきに展示替えをいたしまして、青少年の関心が高く、知ってほしいテーマ、仕事であるとか科学であるとかスポーツとか、そういうテーマで企画展示を行うことにしております。また、展示にあたっては、高等学校の学校図書館に協力していただくということで考えております。お手元にチラシとか置いてございます。単純に、ただの小説とか読みものだけではなくて、いろいろと将来を考えていくために読む本みたいなものを置かせていただいております。

2ページ目でございますが、本日 8 時 45 分からオープニングセレモニーということで、教育長、 八頭高の校長先生、高校生さんとともにテープカットをいたしました。こちらのお手元のほうに 写真付きのものがあろうかと思いますけれども、こちらがテープカットの状況と「ドリーム ティーンズ コーナー」の状況でございます。今回は、特にオリンピックも近いということで、スポーツは人を強くするということで、スポーツをテーマにしたような本を企画展示しております。 アスリートが体だけでなく心も鍛えながら成長していくというような本を揃えさせていただいて おります。

それから、もう1つの企画展示での2つ目でございますが、「キミにすすめるこの一冊!」ということで、教育長、教育次長、高等学校課長、あるいは高校の図書館の司書さんにおすすめの本を紹介していただきまして、展示をさせていただいております。また今回、体育コースのある八頭高さんのほうにもご協力いただきまして、生徒さんたちにも手作りの本の紹介ポップを書いていただいたり、あるいは八頭高から佐藤選手というホッケーの選手が出られているということがありまして、それに関連するような品物等を展示しているとこでございます。その緑の用紙に展

示している本のリストが付いておりますので、またお帰りでも寄っていただければというふうに 思っております。また、来月も展示替えをいたしまして、今度は「仕事って何だろう!」という ことで、キャリア教育みたいな本も置きたいなというふうに思っております。さらに、これを通 じて青少年の読書振興が進むように、図書館利用が進むように、課題解決や夢の実現につながる ようにということで考えています。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。ご質問ありますでしょうか。いろいろと発想がよろしいですね。 では、続いて報告事項ケを説明してください。

[公開]

報告事項ケ ガイナーレ鳥取とタイアップした「図書館に行こう!キャンペーン」 について 図書館長 説明

○図書館長 はい。報告事項ケ、ガイナーレ鳥取とタイアップした「図書館に行こう!キャンペ ーン」について、ご報告させていただきます。県立図書館では、一昨年から『ガイナーレ鳥取と 一緒に本を読もう!』というキャンペーンをしておりましたが、今年はまた新たな切り口でとい うことで、スタンプラリーとうちわの配布ということでさせていただくことにしました。スタン プラリーについては、こちらのほうにチラシがついておりますが、7月から8月の間で県立図書 館、市町村図書館、公共図書館を2回利用して、あとガイナーレの試合を1回見て、スタンプを 3つ集めたら、ガイナーレグッズが抽選で当たるというようなことで、先日もガイナーレのバー ドスタジアムで入場者へ全員に配布したのですが、そこでチラシを見た大学生が、「県立図書館に 初めて来ました。予想以上に本があるのでビックリしました。これから来ます。」というふうにカ ウンターで言って帰られました。それからもう1つは、うちわを作りました。普通でしたら、ガ イナーレがあって単なる広告なのですが、今回は両A面みたいな感じでサッカー選手が、サッカ ーもするし、本を読むよというような感じで、図書館に行こうということで、県立図書館のいろ んな機能を紹介させていただくとともに、市町村図書館でも県立図書館の本が利用できるという ことを紹介させていただいております。8月12日のファジアーノ岡山戦、たぶん5,000人以上来 ると思うんですが、そこでも配布したり、あるいは夏祭り、ガイナーレ鳥取と協力してイベント 等で配布するようにしております。

それから次に、『ガイナーレ鳥取と一緒に、本を読もうキャンペーン』これにつきましては、10 月実施でございますが、去年のガイナーレ選手のお勧めの本のパンフレットをつくりましたが、 今年度は、岡山の湯の郷ベルの宮間あやさんとか、中国地方の図書館とも連携して、他県のアス リートが勧める本も紹介したいというふうに思っております。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。では、報告事項コを説明してください。

[公開]

報告事項コ 平成23年度奨学資金債権回収の取組成果等について

人権教育課長 説明

○人権教育課長 はい。報告事項コ、平成23年度奨学資金債権回収の取組成果等につきまして報告いたします。県のほうでは、経済的理由によりまして、修学が困難とならないように、奨学金制度を設けているところでございます。奨学金の財源が、それぞれ貸した生徒から卒業後きちんと返していただく、その財源でもって回しているところでございまして、その回収対策のほうにも力を入れているところでございます。昨年度の結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。1番に書いてございますように、この債権回収のために、概ね人の配置、特にこの回収にだけに、督促等を専門とする納付勧奨専門員等の職員を配置すること。また、②に書いてございますように、なかなか回収が困難な案件については、法的措置等により対応していく。また、法的措置を通じても回収に結びつかない場合には、専門の債権回収会社、サービサーと言っておりますけれども、こちらのほうへの委託。こうしたことを総合的に取り組みながら回収業務にあたっているところでございます。

2番の取組の成果でございますけども、上のほうにグラフ化したもの、下のほうにその数字を 入れさせていただいております。左のほうのグラフが年度内に収納した額の推移、過去5年間の ものを入れてるところでございます。年々、収納の金額のほうは伸びてるところでございます。 色分けしておりますが、白いのが育英奨学資金の大学の資金でございます。その下が高等部の資 金、一番下の黒く塗りつぶしているのが進学奨励資金という形でございます。進学奨励資金につ きましては、 平成 13 年度の貸付決定をもって終了しておりますので、 現在はこの資金は貸付はご ざいません。回収業務のみを行ってるところでございます。右半分のところが返還が未納のもの、 回収に至らなかった額の推移でございます。過去5年間のものを挙げておりますけども、概ね3 億円強で推移しているところでございまして、これの圧縮に現在努めているところでございます。 昨年は、前年度を初めて下回ったところでございますが、23年度につきましては若干、前年度を 少し上回ったという状況でございます。進学奨励資金につきましては、先ほど13年度で貸付決定 で終わりというふうに申しましたが、その影響でもって、一番多い進学奨励資金につきましては、 年々この未納額が減ってるところでございます。逆に、育英資金の高校でございますけれども、 昨年度まで貸付対象の枠が 940 名ございましたので、今後この滞納額がどんどん増えてくること が懸念されているところございまして、一番伸び率の高いのがこの高校生に対する奨学資金でご ざいます。こちらのほうへの回収の対策を今後強化してまいりたいというふうに思っているとこ ろでございます。

一番下の(2)でございますが法的措置、それからサービサーや委託の状況についてまとめさせていただいております。法的措置につきましては、支払い督促の裁判所への申し立ての件数、それから強制執行の件数を挙げているところでございます。昨年度は、23年度は支払督促、裁判所への申し立てが3件と少なかったところでございますが、これは右のほうに書いてございますサービサーへの委託、債権回収会社への委託金額を増やしたために、その状況を見ていく。そういうことから、法的措置のほうは若干とどまったといったところでございます。なお、サービサーへの委託でございますけれど、専門の会社ではございますが、やはり過去に滞納した案件とい

うのはなかなか回収が困難な事例が多いということもありまして、回収率が年々下がってきているところでございます。こうした、さらに難しい案件が積み重なっていくということも考慮しながら、特に貸付けにあたっては、高校生、大学生のほうには、貴重な次の後輩への資金になるということを十分周知、PRを強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。報告は以上でございます。

- ○委員長 いかがでしょうか。
- ○教育長 高校生枠は940名、減ったんだよね。
- ○人権教育課長 はい。高校の授業料の無償化に伴いまして、申込件数が減ったこともありまして、現在 835 名という形で減らしております。
- ○教育長 その835に対しても、まだまだ十分余裕があるんですよね。
- ○人権教育課長 はい。だいたい7割ぐらいの申し出がございますので、約3割ぐらいは空きがあるといった状況になっています。
- ○教育長 ですよね。一方で大学のほうは足りないぐらいですよね。
- ○人権教育課長 大学のほうは、例年だいたい1.5倍から1.8倍ぐらいという形で申し込みが 殺到しているといった状況でございます。
- ○教育長 高校で余っている分を大学にまわすことはできないんですか。
- ○人権教育課長 はい。仕組みとして高校と大学とはシステム上分けておりますので、金額のほ うも高校で余った分を大学にまわすという、そういう仕組みにはしておりません。
- ○教育長 というか、高校は十分満たしていない状況、余裕があるのだけれども、大学はないわけでしょう。そこをうまく区分を仕分けして、大学がもう少しね、借りれる倍率が低くなるようなことは配慮できないですか。
- ○人権教育課長 大学につきましては、もともとが国のほうの日本学生支援機構、こちらのほうが毎年1兆円近くの予算を設けて拾っておりますので、そちらとのバランスを見ながら、日本学生支援機構で大学生を対象に専門の奨学金をつくっているプラス単県でも施策としてどこまでを減らすかということについては、過去ずっと検討してきたところですけども、現状での枠で、ほぼまわるのではないか。あとは県内にも民間の奨学資金の財団法人等がいくつかございますけども、そちらのほうとのバランスを取りながら進めているといった状況でございます。
- ○委員長 よろしいでしょうか。報告事項サを説明してください。

[公開]

報告事項サ 「埋蔵文化財センター普及啓発事業」について 文化財課長 説明

○文化財課長 はい。報告事項サ「埋蔵文化財センター普及啓発事業」について報告させていただきます。埋蔵文化財センターのほうで2事業ほど実施予定でございます。チラシを2つ付けております。1つ目ですが、発掘速報展を開催いたします。これは多くの人が集まるショッピングセンターで実施するもので、今年度7月27日からイオン鳥取北店にて実施します。なお、ここで

は実際の出土物の土器にさわれるコーナーも設けたりしますので、題名に「来て!見て!!さわって!!!とっとり発掘速報展」と名づけております。裏面を見ていただきますと、近年の発掘調査を予定している遺跡を掲げております。

続きまして、もう一事業ですが、「埋蔵文化財センター古代まつり」を夏休みの8月 11 日にセンターのほうで実施いたします。裏面に体験コーナーがありますが、7つの体験コーナーを設けて実施いたします。ここでは来場者に埋文センターのほうで作ったオリジナルキーホルダーも配布予定です。キーホルダーにつきましては、委員の皆さまの机の上に置かせてもらっていますが、今年度は青谷上寺地で出た地層物にあったサメをモチーフにしております。以上でございます。〇委員長 よろしいでしょうか。はい。では報告事項シを説明してください。

[公開]

報告事項シ 平成 24 年度美術品の購入について 博物館長 説明

○博物館長 はい。報告事項シ、博物館の平成 24 年度美術品の購入についてご報告いたします。 お手元の資料をご覧ください。県立博物館では、平成 9 年度より鳥取県美術品取得基金 5 億円が 設けられ、それを活用しながら整備を進めているところでございます。

具体的な収集基準については、その資料の(1)から(5)ということで、鳥取県にゆかりの ある方の作品ということでございます。

実際に対象となる有名な作家といたしましては、洋画においては前田寛治、彫刻においては辻 晉堂、日本画においては鳥取藩御用絵師であった沖一峨、写真においては上田正治、どなたもご 存じの方々を筆頭に、たくさん優秀な作品がございます。作品は相応しい作品として、新たに発 見されたり、所有者から寄託を受けたりしたものの中で、博物館が所蔵し末永く保存するべきと いうものについて検討をしているところです。

評価は民間の画商等の評価価格を参考にしながら学芸員が検討し、評価委員会を開催し、意見を伺って購入案を決定しているところでございます。評価委員は全国の美術館長であるとか大学教授等、非常に信頼度の高い方に選んでいただいているというふうに認識をしております。

今年度の作品は、そこにありますとおりですが、沖一峨の6作品、菅楯彦の5作品等々ということで、合計金額が3,000万円強ということになってございます。大変綺麗な美しい作品が多ございまして、近い段階で皆さんに見ていただくようにしていきたいというふうに思っております。

なお、今年度も県民の方々等から寄贈された作品もございまして、こちらのほうは寄贈という ことで頂戴をしているところですが、感謝状等を贈呈をさせていただいております。以上です。

- ○委員 年間の購入のための予算というのは、だいたいこれぐらいなんですか、平均額。
- ○博物館長 基金そのものが 5 億円ございまして、いくらということはないんですけれど、最初、 美術館構想とかの中で大きな額を使用した場面もあるんですけど、近年はご覧いただいてるぐら いの金額で推移しております。いいものが発見されて確保する必要があるという場面においては、 額がもう少し膨れることもあると思います。

- ○委員 この基金を、この5億円を使いながらということなんですか、併用ですか。
- ○博物館長 基金というのは、もともとお金があって予算要求をして、この作品を買いたいから 予算要求をするという買い方ではなく、5億円の中で予算執行について協議をすれば、一応買え るという形になっていて、報告は県議会等にさせていただくという形になってございます。
- ○委員 そうすると今年、よく分かっていないですが、3,300万買うと5億円から減るのですか。
- ○博物館長 そこを報告して、補てんしていただくような形で、5億円という基金は担保されながら進んでいるということになっております。
- ○委員長はい、次にいってもよろしいでしょうか。では、報告事項スを説明してください。

[公開]

報告事項ス 通学路の安全対策の取組について スポーツ健康教育課長 説明

○スポーツ健康教育課長 はい。通学路の安全対策の取組についてご報告させていただきます。 全国各地で登校中の小学生が死傷する痛ましい事故が、この春相次ぎました。それを受けまして、 県庁内のくらしの安心推進課、道路企画課、警察本部、そしてスポーツ健康教育課と関係課が集 まりまして、さまざまな対策を取り組んでおります。まず最初にその状況を表にしておりますの で、ご覧いただけたらと思います。 5 月に通学路の安全確保についてということで、市町村、教 育委員会等に文書で依頼をしております。例年、この文書依頼で終わることが多かったのですけ れども、このたびは関係課が集まりまして、通学路の安全対策会議というのを、第1回を開いて おります。この会議におきまして、道路管理者、警察等関係機関、通学路の安全確保に日々お世 話になっている機関に対して、学校から通学路自体が「自分の学校の通学路はこうだよ」という ことが関係機関に情報として挙がっていないという実態も分かったところでございます。それか ら、各学校ごとに通学路の安全点検等は年度末等にPTAの方であるとか学校関係者等がされる のですけれども、それがうまく改善に結びつくような、関係機関への要望をしているところもあ れば、要望もせずに点検だけで終わっているところがあるということが明らかになりました。そ の点を踏まえまして、道路関係者のほうにお世話になりまして、チェックリストをつくっていた だきまして、それを統一様式として全学校、小学校・中学校において緊急点検を実施していただ きました。実施するにあたりまして、教育委員会等に集まってもらって、その辺の方針を説明す る会議をもちまして、6月21日に改めて関係課が集まって対応を検討したところでございます。 点検の結果、6月20日現在ということで書いていますけれども、最終的にまとまりました危険箇 所数としましては 1,189 箇所にのぼります。対象の学校が、小中学校あわせまして 200 校ぐらい ありますので、非常に大きな数字でありますけれども、1校あたりの平均にしますと、5箇所か ら6箇所ぐらい危険箇所が出てきたということでございます。この結果を踏まえまして、今現在、 道路管理者と警察のほうに、すべてのリストを渡しまして、緊急的に改めて点検が必要な箇所を 抽出してもらっています。その抽出した結果を、今度は学校関係者のみならず、道路管理者、警 察のほうもすべて立ち合いまして、具体的な対策を検討していこうという仕組みにしております。

それの辺のところを7月6日に市町村教育委員会に説明して、現在その作業を進めているところ でございます。

全体の流れを次のページのフローに挙げております。24年度と書いておりますけれども、こういう仕組みを今後、来年度以降も引き続き続けていこうということで、関係者のほうとは合意をしています。緊急点検を実施しまして、それを市町村教育委員会がとりまとめ、県教育委員会がそれをすべて集約して、県のほうから道路管理者、警察のほうに情報を流しています。それを今現在、合同点検の危険箇所の抽出ということを、各道路管理者のほうでやっていただいております。それを受けまして、市町村教育委員会としましては日程調整をしながら具体的な合同点検をしていると。合同点検した後に対策を必要とするもの、あるいは、すぐすぐ対策できないもの、いろいろあると思います。そういったものにつきまして、予算化をし、例えばガードレールを設置するでありますとか、歩道を広げるといっても周辺住民の土地の確保であるとか、いろいろ、さまざまな手続きがあります。期間も掛かりますので、そういった対策を、今後の方針等を固めまして、市町村教育委員会、学校関係者にその辺を周知した上で、日々の見守りだとか、そういった活動にもつなげていこうということで、これをPDCAサイクルをまわしながら、行っていこうというふうに考えています。以上でございます。

○委員 ケースバイケースだと思うんですけど、実際に起きた事故というのを、つぶさに思い出せないですけれども、思い出してみると、突っ込んできちゃったというケースが大半だと思うのですよね。そうすると、点検というのがどういう基準でもって行われたのかということと、それに対して例えば代表的な対応策というのが、どのようなことが考えられるのか教えてもらえますか。

○スポーツ健康教育課長 今回、事故が相次いだケースというのは、いわゆる住宅地の中の市街地の道を通過交通というか、という部分で突っ込んできたというものがよくあったかと思いますけれども、実際、亀岡のほうは、そこを一定期間、時間制限して進入禁止するというような対応を取られたようですけれども、本県の場合も必要に応じて、例えば一方通行、道路規制をするとか、あるいは歩道がすぐすぐにはできないので、すでにやっている箇所もありますけれども、道路、アスファルトの部分ですね、グリーンベルトと言いまして、色分けをすることによって、そこは歩道内というような形で、子どもたちの歩行する場所を確保するでありますとか、なかなか交通量が多いところで、そういう対策ができないところは通学路自体を変更するとか、ケースバイケースでの個々の対応を警察、道路管理者、あるいは学校関係者が危険箇所を点検した上で、具体的にどういう対策ができるのかというのを関係者で知恵を絞りながら考えていくことを今やりつつあるという具合です。

○委員 いろいろ空間的制約ですとか要するにお金的な制約とかもあると思うのですけれども、 突っ込んできてしまうものに対して、グリーンのベルトをつくってもしょうがないじゃないかと いう話も当然ですけどあると思うんですよね。だから、この辺はどうしてもしょうがなければ、 ガードレールのしっかりしたのをつくるとか、その通りしかないのならば。だから、その辺のと ころは十分考えていただいていると思うのですけれども、ともかく最悪の場合でも何とかなると いう体制を、ぜひお願いしたいと思います。

- ○スポーツ健康教育課長 どこに突込でくるから分からないということが。
- ○委員 そうなんですよね、結局ね。
- ○教育長 少なくともガードレールさえあればという感じですね。
- ○委員 そうですよね。それでも何か起きときは起きるでしょうからね。
- ○スポーツ健康教育課長 市街地なんかの歩道は、そういう意味で高くなっています。ガイドとかですね。郊外であれば歩道と車道との間に分離帯というのですか、20 センチ、15 センチぐらいのコンクリートがありますけれども、市街地はそういった突っ込むということを含めて、ちょっと高い歩道が設置してあるということがありますけれども、何ぶん歩道を広げるとなったら住宅の移転であるとか非常に難しいのが現状です。
- ○委員長 はい。よろしいでしょうか。時間がもう少しあるようですので、報告事項セとソについても簡単に説明をいただきたいと思います。報告事項セを説明してください。

[公開]

報告事項セ 鳥取県育英奨学生(高校分)の採用状況について 人権教育課長 説明

- ○人権教育課長 はい。報告事項セ、鳥取県育英奨学生、これは高校分でございますけれども、採用状況についてご報告させていただきます。 1 ページをご覧ください。高校の奨学資金につきましては、2 回募集をしております。(1) に書いてございますように在学採用、それからその次に予約採用、2 つ書かせていただいております。今回ご報告させていただきますのは、在学採用というところでございます。予約採用につきましては、昨年の 11 月に選考して報告させていただいたところでございます。予約採用は、中学 3 年生のときに募集したものでございます。今回の在学採用につきましては、高校に入って改めて高校奨学資金を使うかどうかということで申し込みをいただいたものでございます。公立の自宅通学、自宅外、それから私立についても同じように分け、全部で4つの区分ごとに貸与枠を設けまして、採用設定をしたところでございます。365人の貸与枠に対しまして、採用者数 316名でございます。昨年の 11 月の予約採用とあわせますと高校採用、新規の貸与開始につきましては、815名の貸与枠採用枠に対しまして採用者 607名といった状況でございます。
- (2)に近年の貸与状況を今年度と合わせて4年間分計上させていただいております。新規の貸与枠、それから申込者数、採用者数の数字を掲げさせていただいております。貸与枠に対しまして申込者数の割合をA分のBという形で掲げさせていただいております。貸与枠に対しまして採用者の決定数をC分のBという形で掲げさせていただいております。貸与枠に対しましての申込みにつきましては、見ていただきますとすべて1を下回って今年度も0.74倍という形になっております。大きくこの率が下がりましたのが平成22年度、いわゆる高校での授業料の無償化がスタートした年から率のほうとしては下がってきている状況でございます。平成22年度につきましては無償化初年度ということもありまして、大きくは落ち込みませんでしたが23、そして今年度24年度と下がってきている状況でございます。そういうことがございまして(3)に書い

てございますが、23 年度までは貸与枠については920名、緊急採用分20名を別途確保しておりますので、総合計で940名の枠を確保しておりました。無償化後、申込者数が減ってきたということもありまして、今年度は通常枠815名、緊急枠20名の835名の枠で貸与枠というものを設けているところでございます。

2番のほうに参考の数字を掲げさせていただいております。奨学資金につきましては高校生については国公立の自宅は1万8,000円、私立については3万円、自宅外についてはそれぞれ5,000円アップという数字で現在もきているところでございます。なお、この数字につきましては、高校無償化後も減額することなく、月額を据え置いて現在まできているところでございます。高校生の貸与状況につきましては以上でございます。

○委員長 はい。続いて報告事項ソを説明してください。

「公開〕

報告事項ソ ロンドンオリッピクに出場する鳥取県出身選手について スポーツ健康教育課長 説明

○スポーツ健康教育課長 はい。あのロンドンオリンピックに出場する鳥取県選手について資料を作っております。開会式のほうは7月27日が開会式、ロンドンオリンピックがスタートするわけですけども、競技によっては明日からすでに競技が始まるものもあります。鳥取県からホッケーの女子・佐藤選手、それから正式な交代要員として大家選手がロンドンに出場されますし、アーチェリーとしましては川中選手が鳥取県出身としてロンドンで活躍を期待したいと思っております。新聞紙等で皆さんご存じだと思いますので、説明は以上にさせていただきます。

○委員長 はい、ありがとうございました。以上で報告事項が終わりました。時間もだいたい予定した時間になっておりますので、協議事項からは午後1時からということにしたいと思います。 はい、よろしいでしょうか。

- ○教育総務課長 委員長。
- ○委員長 はい。
- ○教育総務課長 いじめの問題ですけれども、たぶん時間もかなり掛かると思いますので、できましたら午前中のうちに資料の説明だけさせていただけますと、ちょうど 12 時ぐらいで終わるかなという気持ちでおりまして。
- ○委員長 ああ、そうでしたか。はい、では続けましょう。はい。
- ○教育総務課長 はい。よろしければお願いします。
- ○委員長 お願いします。

[公開]

協議事項1 いじめ問題への対応について 教育総務課長 説明

○教育総務課長 はい。それでは協議事項の1、いじめ問題への対応につきましてご説明をさせていただきます。よろしくご協議のほうをお願いしたいと思います。大津市の中学校2年生が平成23年の10月に飛び降り自殺をしたということがございまして、この事件に関しましていじめとの関係、あるいはその学校現場での取り扱い、市教委の対応、市教委とまた市長部局との考え方の違い等、新聞報道等でさまざまな議論が今、沸きあがっている状況でございます。鳥取県といたしましてもこの事例を検証して、現状を点検したりですとか今後の対応等をご議論していただきたいというふうに考えておりまして、本日協議事項といたしました。

資料のほうの説明をさせていただきます。1ページをおはぐりいただきたいと思います。資料1でございますけれども、「大津市からの事案から学ぶべきもの」ということで、これまで私どものほうとしましては、情報としましては新聞等から得た情報ということが主なものでございまして、その新聞情報等に関しまして事実関係等をその担当の滋賀県等から確認したものではございませんけれども、この情報等を基に今後の対応、それからあるいは論点というものをまとめてございます。まず1つ目ですけれども、被害生徒及びその他の生徒からのサインが見逃されたというところがあるのではないのかな、というふうに思います。事実といたしましては体育館等での暴行等があったのが見逃されているというようなことが記載されております。これに対しまして、今後の論点といいますか対応を考えるにあたっての論点ですけれども、やはり生徒のサインを見逃さない体制づくりですとか、そもそもいじめを許さない学校文化、学級づくりということを検討してまいらなければならないのではないかというふうに思っております。

2つ目でございます。学校の調査へのチェック機能が働かなかったということがあるのではないかと思います。またアンケートから得られた情報の取り扱いが不適切であった。第三者による調査委員会もこれは現時点では設置されていないという状況でございます。教育委員会への事案への関与が低いということも言われております。これに対しましては第三者からなる学校問題支援チーム等の活用ですとか、教育委員会と現場が一体となった問題解決について議論する必要があるのではないかというふうに思っております。

3つ目でございますが、学校、教育委員会の情報公開への対応が不十分であった。これにつきましては、やはり情報が断片的で、それがもとで混乱を招いたということがあるのではないかというふうに思っております。やはり十分な説明責任ということが必要ではないかというふうに思います。関係機関との連携が取れていなかった。学校、地教委、県教育委員会間の連携が十分ではない。やはり情報共有ということが大きな論点になってくるのではないかというふうに思います。過去の教訓が生かされていない。いじめによる自殺事件につきましては17年、18年にもございましたけれども、その対応が議論されたにもかかわらず、その経験が生かされたシステムづくり等ができていないのではないか。新聞等によりまして、課題としまして今考えておりますのがこのような点でございます。

資料の2の説明をさせていただきます。先ほど過去の例と申しましたけれども、18年に福岡県のほうでやはりビニールで首を吊って自殺というのがございまして、この生徒さんがいじめで生きていけれないというような書き置きを残していらっしゃるという案件がございます。これに関しまして福岡県では問題総合対策ということで資料にまとめておられまして、その中の内容をざ

っと説明させていただきますと、1番の(2)でございますけれども、調査結果の概要ということで調査結果としまして、この事案におけるいじめの有無と自殺との関係というものがあったのではないかという結果になってございます。それから教員の対応といじめの対応ということで、やはりこれにつきましても教職員個々の意識が希薄であったということと、それからいじめられる側の深刻な苦痛ということを受け止める観点が弱かったのではないかというようなことが調査結果で挙げられております。生徒、学校、教職員、町教育委員会の問題といたしましても、学校教職員の問題としまして、さまざまな課題が挙げられていると、やはりその先生の中でもいじめを煽ったという事実はございませんけれども、対応につきまして指導できる立場にあった者がもうちょっと把握しなかった、あるいは係わりが弱かったということがあるのではないか。それからイといたしまして、町教育委員会の問題としまして、いじめ対策が漫然となされたことについて、これを防ぐ努力が足りなかったのではないか。生徒の問題といたしましても、死ということを軽く捉えていたということも考えられる。あるいは、いじめが反社会的行為であることを指導していくという必要があるのではないかというようなことが挙げられております。

ページをめくっていただきまして、4ページでございますけれども、これらの案件をもとに明らかになった課題といたしましては、いじめの認識と発見・報告ということで、いじめというものの解釈が適切ではなかったのではないか。あるいは児童生徒の側に立ったいじめの発見・報告がなされておらず、取り組みが不十分であったのではないか。それから、いじめというのが周りの児童生徒や教員、保護者等に見えにくくなっている。職員の観察以外、早期発見の取組が必要である。

学校の指導体制につきましても課題等が挙げられております。「校内いじめ問題対策委員会」等の組織はあるのですが、それが機能していなかった。取組が形骸化していたというようなことが挙げられております。情報等の共有もなされていなかった。あるいは教職員が共通理解するための職員会議や研修会等が行われていなかった。

教職員の言動や意識の中にも教職員間での言動のチェックや管理職の指導がなされていなかった。あるいは教職員間個々の意識が希薄であったというような課題が挙げられております。

いじめを生まない教育活動といたしまして、生命尊厳や他者を大切にするという心の教育、育成等の充実が必要である。児童生徒自らが解決できる力の育成が必要である。言葉や行為等、児童生徒に見直させる教育活動が必要であるのではないか。

市町村の教育委員会の役割といたしましても、各学校の実態に即した指導や支援が十分ではな かったのではないか。

家庭・地域との連携に関しましても、学校・家庭が連携した具体的取組が必要ではないか。あるいは地域全体で取組をしていく必要があるのではないかというようなことが福岡県のほうのいじめ総合対策の中には盛り込まれてございます。

今回の事件に関しましては、知事がすでに記者会見の中で発言をされております。資料3をご覧いただきたいと思います。5ページですけれども、真ん中どころになりますけれども、下線を引いておりますけれども、いじめ問題というものを教育委員会と意見を交換して、今後協約の中に盛り込んでいきたいと考えているというようなことを発言をされております。それから下線の

部分だけ説明をさせていただきますけれども、6ページをご覧いただきたいと思いますが、真ん中から下のところでございます。場合によっては第三者的な目が入って、それで検証していくというようなこともあってもいいのではないか。今後よく現場の意見も聞きながら鳥取県なりのシステムというのを考えていきたいというふうに知事のほうから提案を教育委員会のほうに対してもいただいているというような状況でございます。

では、鳥取県のいじめ対策で現状をお話しさせていただきたいというふうに思います。鳥取県 におきましては、いじめ対策の対応指針というものを設けておりまして、それに基づきましてこ れまで対策を取り組んできております。ここの資料4で挙げておりますのは、その中の抜粋とい うことで、いじめの問題の指導モデルと留意事項というのを掲げております。基本的に情報、上 のところから指導モデルを見ていただきますと、情報収集から一番下の指導後の状況把握という ことで、指導した後にもきちっと状況把握をしましょうというような流れになっておりますけれ ども、大きな流れでいきますと、まず教員からの情報を収集するというステップが1つございま して、それに対しまして生徒指導部会等で開催して指導方針を決めるということがございます。 次のステップといたしましては、被害児童生徒の保護者に対して現時点での状況を説明するとい うことと聞き取りを行うということがございます。事実確認をするということは次のステップで ございます。さらにそれを踏まえまして、加害者児童からの聞き取りを行う。事実確認その3と いうことが真ん中からちょっと下に書いてございますけれども、加害者からの児童生徒からの聞 き取りを行う。そして、それを基に生徒指導部会等を開催し、対応案等を検討するというような ことをしてまいる、ということをしております。特別な指導ということで、加害者児童生徒に対 する毅然とした指導を指導方針に従って実施する。あるいは人間関係の修復を行う。学級(ホー ムルーム)等に対するいじめのない学級づくりをしていくというようなことで対策指針の中でモ デルということで取り組んでおります。

具体的に県の教育委員会の中でいじめ問題への対応ということでシステムづくりをしておりますものの、主なものを取りあげておりますのでご覧いただきたいというふうに思います。段階としましては通常段階、いじめを把握した段階、それから学校では把握できないいじめ、ということで分けてございます。それぞれ学校、それから教育委員会、第三者ということでまとめておりまして、まず通常段階では学校ではいじめ対策委員会を設置、アンケートの実施、それからカウンセラー等による相談ということを考えております。通常段階におきます教育委員会としましては、問題行動調査の実施、これは全国調査というものでございます。いじめ対策指針の策定、先ほどちょっと説明いたしましたが19年1月に策定しております。24時間いじめ電話相談等を行うということをしております。第三者といたしましても、鳥取いのちの電話等、それから第三者評価委員に係る点検に取り組んでございます。いじめを把握した段階でございますけれども、県教委への報告、それから学校で解決できるものにつきましては。いじめ対策委員会それから職員会議。学校で解決不可能なものに関しましては、警察あるいは福祉等関係機関との連携。また教育委員会としましては指導主事による学校支援、弁護士による相談、学校問題支援チームの派遣。深刻ないじめへの対応としましては、文部科学省資料を徹底するというような取り組みを徹底的にやっていくというようなことを実施しております。学校では把握できないいじめに関しまして

も 24 時間電話相談、あるいは教育相談、警察通報、弁護士等への相談というのがございます。

今説明しました中で、具体的に学校における課題解決のための専門支援につきまして、ということで資料6に掲げております。専門的な支援といたしましては、まず1つは事後検証における対応の標準化というものがございます。これにつきましてはトラブル等原因を事後検証・標準化した上でデータベース等を通して各学校に情報を共有し、今後の対応に役立てる。それから特定の困難事案の解決に向けた体制整備ということで、特定の困難事案に対応するために必要な専門知識を持つ者、関係機関、有識者等を構成員として個別支援チームを結成し問題を解決するという仕組みも設けております。そのチームの構成員といたしましては、内容により構成員を決定するものでございますけれども、だいたい行政機関と有識者3名で構成するということを想定してございます。メンバーといたしましては、弁護士ですとか医師ですとかソーシャルワーカー、それから学校の経験者、警察、行政等を想定メンバーとして取り組むような仕組みを設けてございます。運営方法につきましては10ページのとおりでございます。こういうような取り組みのやり方をもちまして、市町村立の小学校の場合、あるいは県立学校の場合ということで、個別支援チームを結成し問題を解決するという取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。これにつきましては予算等もすでに計上済みでございます。

それから 11 ページをご覧いただきたいと思いますけれども、学校問題解決支援事業の1つといたしまして、法律相談窓口の設置ということで事業概要のところをご覧いただきたいと思いますが、東部・中部・西部の弁護士と相談業務の契約を締結してございます。週1回、2時間程度の相談時間を設け、各校からの相談を受けるということで、23 年度からの事業としておりますけれども、これに関しましては定期的な相談時間、あるいは随時の相談についても受けていただくというようなことをやっておりまして、相談対象者といたしましては県立学校ですとか市町村立学校、それから教育委員会事務局、市町村の教育委員会事務局というのが相談をしていただけるような体制づくりをしてまいっているところでございます。以上がいじめの問題につきまして大津市から事案に学ぶべきもの、あるいは福岡県での取組の結果、あるいは県がやっております状況についてご説明をさせていただきました。

今説明したことをもとに、今後鳥取県が取り組むべき課題ですとか対応ですとか、そういうも のについても少しご議論いただければというふうに思います。以上です。

- ○委員長はい、後は、午後にまわしてよろしいですか。
- ○教育総務課長 そうですね。はい。
- ○教育長 午後のかかりから。これも踏まえてやりたいと思います。
- ○委員長 ということで、午前中の部を以上で閉会します。 午後は午後1時から開会したいと思います。

○委員長 それでは午後の部を開会したいと思いますが、協議事項1について午前中に説明がございました。鳥取県で何ができるかということでしたか。いじめ問題について対応をどう行うかということを意見交換ということでよろしいでしょうか。

- ○教育総務課長 はい。
- ○委員 ちょっと先に質問させてもらってもいいですか。
- ○委員長 はい。
- ○委員 この資料2で筑前町立三輪中学校事案というのを出していただいたのは、どういう理由からでしょうかということと、もう1つは、すごく単純な質問なんですけど、資料4の指導モデルというのがあったのですけど、これはフローなのかということなんですけど、その2点を教えていただけませんか。
- ○教育総務課長 はい。まず資料2でございますけれども、やはり先進の事例を参考にするということも大事なのかなということで、一番この頃のいじめに伴う自殺とかが、ちょうどこの頃問題になっていましたので、これを受けての取り組みということで、課題もきちっと整理されているような感じで載せさせてもらいました。

それから資料4のほうですけれども、実際に今ステップ1、2というようなことでお話をさせてもらいましたけれども、この中には要素として保護者なり被害者なり当事者の意見を聞くことというようなことの要素が入っておりますし、流れとしては、やはり先生から話を聞いて、その先生から話を聞いた上で、その被害者、それからその保護者、それから加害者というふうにステップを踏んでいきましょうということですので、進め方といいますか、フローといいますか、流れといいますか、こういう形ですねということ。

- ○委員 はい、分りました。
- ○教育長 福岡のはこういう形で、こんな厚さで、教育委員会が出している報告書の一番最初の 概要版ですね。
- ○委員長 鳥取県でもいじめ対応指針ですか、いじめ対策指針でというような形で、私は現場におりますときに、それをしっかり読ませていただいたと思います。それがいつ、何年ぐらいでしたか。
- ○教育長 19年1月。
- ○委員長 19年。もう1つその前に文科省から出ていませんか。
- ○小中学校課長 文部科学省がいろんなものを出しておられて、緊急対応の手引きとかですね、こういったものもたくさん、通知文もございますし、自殺が 17 年、18 年あった時点でいろんな通知文が出ておりまして、そのときに非常にいいものを作って学校に紹介しております。
- ○委員長 はい、そうですね。あのときに、では対応としてどうしなければいけないかということを、あの当時勤めていた者は、かなり意識を強く持っていると思うんですね。ですから、私も仕えた校長も、いじめがあるという前提で子どもたちをやはり見て、どんな些細な兆候でも、それが陰湿なものにつながっていないかということをキャッチするということを職員にもすごく言っていましたし、全生徒の前で「いじめは許さん」ということも、ものすごく豪語されるんですよね。「どんな理由があっても、いじめる側が絶対悪いんだ」ということを強く繰り返し言われましたし、例を挙げながらですね、生徒を前に出させて、お前がいじめるほう、お前はいじめられるほう、どうこうだということをされましたし、保護者の前では、もし自分の子どもがいじめられたということがあれば、学校に怒鳴り込んできてくれと。いじめられているけどどうしてくれ

るかということを、強く話された校長でしたから、そういう話の中で、生徒や保護者がやっぱり 安心感を抱きますし、教員のほうも、そういう強い校長の下でね、やはり安心感というのはあっ て、極め細かく見ていくということには、みんな頑張っていたと思うのですが、今は早期発見と いうことを、今は段々陰湿になって見えにくくなっているということが言われるわけですけども、 早期発見ということは、まず肝心だと思うのですけれども、その辺をどのようにお考えになりま すか。早期発見の方法、いい方法とか、どうなんでしょうか。

○教育長 これ福岡県のいじめのなんですけど、もう1つ、これ個人的に、新潟県の朝日中学校におけるいじめ自殺というのがありましてね。これは平成11年の2月に、教育委員会が報道関係に配布した報告書があるんですね。今から13年前の段階なんですけども、例えば、この中学校の自殺を受けて学んだことの中にね、いじめ概念にとらわれない自主的な生徒の保護、援助の推進ということで、いじめに対する考え方、個々の判断は、人により立場によりわずかに違いが生じるのは避けがたい。しかし、実際に心を痛めている生徒がいれば、学校の教職員は、それがいじめによるものと評価される、されないにかかわらず、速やかに本人を保護して、この事実関係を明らかにし、その痛みを和らげるよう努めていただきたいというのがあるんですね。ですから、結局、最初の感性といいますかね、どういうふうに評価をするという、ピックアップしても、何だそれは喧嘩じゃないかとかですね、それは大したことではない、いじめじゃないとかで決めつけずに、子どもが困っているんだったらそこに寄り添っていって、そこからこの問題を解決していく道を開いていくという、そういうことがやっぱり根本的に、何か大津の分は新聞報道しか分らないんですけれども、そういうところがあるのかなという。福岡のそれも、たぶん同じことだと思うんですよね。

○委員 私も全く同感ですね。僕は抽象的なことしか言えないんですけど、やっぱり差別問題でもそうでしょうけど、差別と感じる感性ですね。これ、いじめの定義が何かとかね、そういう概念的にではなくて、やっぱり苦しんでいる、悩んでいる、心を痛めている、そういう子どもを見過ごしにできないという感性だと思うんですね、まずは。そのいじめを許さない学校文化、学級づくり、そういう人権教育等を通じてこういうことはされていると思うんですけれども、実際に具体的な場面場面で、いじめの芽を感じ取る慣性が、まずは県教委にも必要ではないかなと思うんですね。

○委員長 そうですよね。この大津の件でも、遊びであるとか子どもたちはそのように話していますよね、いじめではないと。そこのところに今、感性とおっしゃったのですけども、いじめではないかという意識が前提的にあるかないかで対応が違ってくる。子どもたちが「いじめではない、遊びだ」と言えば、「ああ、そうか」で終わってしまうのか。「いや、ちょっと待てよ」というようなことで、多面、他のほうから切り込んで調べていくとか、その辺ではないかと思うのですよね。

- ○委員 授業で道徳の時間に、みんなの意見を出し合う機会があると思うんですけども、そういう時間はたくさん取ってあるのですか、中学校とか。
- ○委員長 道徳の時間で話し合うということですか。
- ○委員はい。ええ。

- ○委員長 道徳の時間はあると思います。学校によって子どもたちが本音を言い合う道徳の時間 のところもあれば、なかなか本音を言えない、発言しない、という学校もあろうかと思います。 ○委員 道徳の時間がだいぶ重要かなと今回思いましたので。
- ○委員 先ほど出していただいた資料の中で、資料1の1から5というのがあったのですけど、この中だとやっぱり、今日一番まずは話し合われるべきなのは、この1番のところで、サインが適切に感知されたかどうかという部分だと思うのですよね。それで今、実際に鳥取県の学校の中で、要するに何らかのサインが出されているのに、それが感づかれないでいるということが本当にないのかということですよね。だから、それに関して今おっしゃったような、先生の側のある種の感性の問題というのと、もしかしたら感覚はあるんだけれども、システム的に、この段階で例えば「いじめかも」って言っちゃうと厄介になっちゃうかもしれないなとか、そういう制度的に感性の発動を阻害するようなことが、もしかしたらあるんだとしたらば、その感性がボタンを押したいときに、すぐポッと押せるということに本当になっているのかというようなこととかが、しっかり、まずは確認されたらいいのではないかなと思うのですけども。
- ○教育長 いくら感性が高くても、押すスイッチがなかったならば。
- ○委員 そう、そう。何か押すと何か間違っていると言われたら大変とか、思ってしまうとね。 ○委員長 そうですね。今のそこのところで思いましたね。私、こうして、「あっ、いじめだ」と 分かったときに、そうすると今度はいろんな調査をしなくてはいけませんよね。加害者にしても、 被害者にしても。そこのところに、今までは生徒指導主事があたるとか、担任があたるとか、あ るいは養護いろいろ、ものすごく教員にかかってきているのです。エネルギーと時間がものすご いですよね。要するに授業時間にいろいろ事が大きければ、子どもたちにいろいろ聴き取りをし ます。担当する人は終わるまでは、夜遅くなっても、家庭には連絡しておいて聞かないといけな いです。当然1人の教員でするわけではなくて、分担していきますけど。そこのところの対応を 学校の教員以外の方でできるようなシステムがほしいなということはお聞きしています。そうい うことができれば、発見、気付きだけあって逃げてしまうということはなくなるのかもしれない。 本当に対応が、いじめではなくていろんな生徒指導上の問題が発覚したときの事故対応、いろん な調べに、かなりの時間でエネルギーを使います。
- ○委員 確かに、そういういじめの現場を目にしたら、それはすぐ止めることはできますけれども、いじめが行われているという間接的に聞いた場合、それはやっぱりどうやって確認するのか。 一人一人呼び出したりして、大変エネルギーも時間もかかることだと思うんですね。そして場合によったら先生もご説明あったとおり、検討違いな判断が混ざっているかも分からないし、逆に傷つけるということも起こりかねないですよね。
- ○委員長 それともう1つは時間の問題で、教員はやっぱり生徒の側に立たないといけないです。 警察のような尋問したり、そういうことはしたくないという教員もいることは確かですね。「辛い」 と。
- ○委員 確かに、物がなくなったりしたときでも、警察のような取り調べはできない。すべきではないという。
- ○委員長 その辺は、第三者機関といいますか、そういったところに頼めるようになれば、いい

のではないかなと思います。

○委員 それは、長期的にはそういう視野もあっていいと思うのですけど、なかなかすぐ第三者 機関をという話も、もちろんそんな簡単な話ではないと思うから、まずは現場的に今おっしゃっ たような「あれっ」と思ったときに、割とためらいなくスイッチが押せるということに今なって いるのか。本当に何かしら、ためらわせるものがあるのかどうかというのは、何か現場の方にお 聞きしたいと思いますけどね。何かそういう情報ってどこかに。

○教育長 そういう面で、できたら私、今考えているのは、委員の皆さんに本当に学校に行っていただいて、教員の生の声を聞いていただくのがまず一番いいかなと思いますね。われわれが教育委員会に報告とか、それから学校長からの聴き取りだけではなくて、そういう現場の中の実態とかいうことを、いつか、この夏休み中なのですけども、でもやっぱり急ぐことなので、鳥取県の課題がどこにあるかということを直接委員さんの目で見てもらったほうがいいのかなという気はします。

実は昨日、政府の原発の事故調の方がコメントされているのを見て、私もそれを聴いて思わずメモしたのですけども、例の失敗学という、あそこの中にやっぱり見たくないものは見えないということをおっしゃっていましたし、それから緊迫感と想像力が欠如しているとかですね、それから形を作っただけでは機能しないとか、またその最悪の事態に立ち入らない備えがいるとかですね。原発の調査報告書ですが、学ぶべきことが、いじめと案外共通する部分があるなという感じでしたね。

- ○委員 見て見ぬふりに結局なっちゃうわけですか。
- ○教育長 見たくないものはやっぱり見れないのだと。自分がどこかでフィルターを掛けてしまっていて、いじめということを通して見ると、いじめではないと。でも、違った観点から見ると、いじめでないかもしれないかもけれども、どこかでいじめにつながったのかもしれないし。あまりにも直球勝負でものを見ていはしないかな。それがすべてではないと思いますけれども。
- ○委員 それは分かります。だから、さっきもお話ししたんだけども、トイレでだれかとだれかが殴り合いだか喧嘩みたいなことをしていて、普段の人間関係を見れば、あの子とあの子が喧嘩というか殴り合っているとすると、「対等な喧嘩じゃないはずだ」みたいなことは、通常分かるのだと思うんですよね。でも、それを先生が「喧嘩だと思いました」ということで、よっぽど感度が低いのか、どこかのスイッチを切っているのか、どっちかではないかと思うんですよね。
- ○教育長 そうですね。感度が低いかスイッチを切っているか。
- ○委員どっちかですよね。
- ○委員 さっきの第三者機関ということですけど、私は教育委員になって間もない頃に、弁護士 さんたちが子どもの人権を守るための何か、はっきり覚えていないのですけど、今年のまだ早い 時期に、何かそういう取り組みを始められているというようなことが、ここで報告があったよう な気がする。
- ○教育長 弁護士ですか。
- ○委員 はい。
- ○教育長 それは今日の資料で、11ページにあります。11ページに、昨年度から東部・中部・西

部で弁護士さんを1名契約しておりまして、このような形で相談させていただいております。われわれもですし、学校もですし、これはかなり評価が高いですね。それから、お昼前に課長のほうが説明をいたしましたけども、現に今年度予算で、9ページの2番のようなことを、これは予算をとっているんですね。ですから、こうした支援チーム、専門家派遣という形をつくって学校に派遣するということも可能なんですね。なかなかこの利用実績がまだまだ十分ではないのですけれども、こういうことをもっともっとうまく使っていけば、早い段階で、これも校長さんの、管理職の感度にも寄るのでしょうけれども、これはやっぱり大きなものになるかもしれないと思ったときに、こういうことを直ちに、支援チームを派遣して、学校に入ってもらって、一緒に解決していくということもできるのです。

- ○委員 この資料のは現行の制度ですか。
- ○教育長 今年度から。
- ○委員 今年度から。
- ○教育長 資料6の2番ですね。2番のことを説明したのが次ページになります。
- ○委員 11ページのことは、昨年からやっている。
- ○教育長 そうです。
- ○委員なるほど。それはこの資料には入っていなのですよね。
- ○教育長 資料は入ってないです。それは19年度につくったものですので。ですから、ちょっと19年1月につくったこれも、古くなっているのもあるかもしれないので、今の最新の、県内の今言った弁護士だとか、それから緊急支援チームとかも含めて、それから、これまでいろんな自殺があって、それぞれみんなが教訓として学んできたことがたくさんあると思います。それが今回に生かされていないということもあるかもしれないですけどね。やっぱり、これだけは生かそうというものを、本当に肝に銘じてもらう、心に刻むという面で、何かこの改訂版でもつくって、広く訴えていくということも必要なのかなという気もしますし、またPTAの方との意見交換の場を持つとか、教育委員会とね。そうしたことで、より生の声を生かした体制をつくっていくことでしょうかね。というふうに思っています。
- ○委員 大人の場合ですと今、ハラスメント、自ら訴えを起こすとか、あるいは身近な人が代わって起こすとか、自ら訴えることができるのですけど、子どもの場合、特にこういういじめの場合は、自分で訴えるということがなかなかないのでしょう。
- ○委員長なかかなか、それができるといいのですけどね。
- ○委員 よほどのところにまで進まないとね。
- ○教育長 本当に分からないのですよね。なかなか言えないでしょうし、今回の大津でも、アンケートに書かなかったけれども、新聞報道によると、先生に言ってもどうせ対応してくれないから書かなかったと言って、殴られている場面を見たとかいうことを後でだれかに話しているというのがあるのですよね。
- ○委員 ハラスメントですと、ちゃんとだいたい企業は知りませんけど、学校ですと大学ですよね、ハラスメントの規定がどこでもありますよね。その訴えをどこに起こすとか、だれに相談するとか、そして訴えがあったらこう対処するという手順が決まっていますよね。ですから、訴え

てもどうせ聞いてもらえないだろうということにはなっていないと僕は思うのですよ。ただ、小中高のような場合は、そういう規定そのものはないでしょうね、おそらく。訴えがあった場合、こう対処するという、だれが窓口になって、だれがだれに伝えてというような、どういう会議体をつくってそこで調査するとかですね。

○教育長 市町村によってそういう指針をつくっているところもありましょうし、逆に規模は小さくて、すべてが掌握できるというところで、比較的小さいところはないかもしれないですね。 ○委員 やっぱり訴えても無駄だと思わせてしまわない体制も必要ではないですかね。訴えたらちゃんと守ってもらえるんだという体制、安心できる体制ですね。

○委員 大津の問題、私この一言だけ。「先生に相談しても無駄だ」ということは、これはどの学校にも当てはまらないのではないかと思って、逆に大津だけの問題ではないのだろうかというような気が、鳥取県を信用するわけではないですけど、鳥取県だと例えば、普通の学校であれば先生に相談すれば相談に乗ってくれるのではないかと思うのですよね。むしろそれよりも、通常のいじめというのは、「先生に言ったら許さんぞ」みたいな世界で、そっちのほうが大きいような気がするのだけど、私この一言というのは非常に大津は、申し訳ないほどレベルが低いなというか、教育の資質がなっていないなという、これは鳥取県は当てはまらないのではないかなと私は思ったのですけどね、これに関して。

○教育長 ただ、これも大津の場合は、新聞報道は断片的なので、なかなか全体像はつかめないのですけどね。ですけども、通常は子どもが相談すれば、子どもの支援に立って相談にのって解決していこうというのが教員だと思うんですよね。

○委員 学校でありますと一応いじめ、喧嘩。それと学校というのは子ども時代にいろんな経験をするところでもあって、その違いは何なんだということは、委員がおっしゃったように、先生の信頼の中の尺度に、そこに任せるしかないと思うのですよね。すべてのことがノーだ。だれもダメだ。喧嘩は、いじめとの違いをどうとかこうのとか、いろんな議論というのは、そういうのはあっていいのかなと感じるところがあるのですよね。だから、いろんなことがある中で、どう見てもわれわれもこの喧嘩おかしいな、これはやっぱり違うよなと分かる判断能力のある教員の方がほとんどだとは思うのですけどね。だから、これは悲しいかな子どもの死ということによって、いろんな弁明が、何となく寂しい、われわれにとっても納得できないような弁明ばかりになってしまっている。これを反省材料としてどういうふうにやるんだというときには、この基本になるものというのは、まず信頼関係、今言った鳥取県の教育者というのは、そんなことないよ、みたいなところは思っておきたいなという気もするのですけどね、その話で。それから、最悪の死というものを招いた後で、いろんなことを騒がれて、そのもとにいろんなことを決めていこうという気持ちも分かるのですが、そこでちょっと常識と離れたようなことになるのは、それだけは許していただきたいなと思います。

○委員 ちょっと私事になるのですけど、うちの子どもはいじめみたいなことに、トラブルになったことがあって、そのとき正直言って、なかなか学校は動かなかったのですよ。要するに、両方の意見はイーブンに聴いてということに、どうしてもプロセス的になるじゃないですか。そうすると、なかなか物事というのは言い出せばすべてが相対的になっていくので、そうとも言える

し、こうとも言えるよねという話になってくると、つまりそれを不快に感じるあなたの問題じゃないのか、みたいなことに、ややもすると転換されていくわけじゃないですか。だから、そういう感覚がちょっとでもあると、その被害者だって自己主張したい人間にとっては、ひどく心のブレーキになるんですよね、やっぱり。ものすごく「やってくれない」という不満感になるんですよね。客観的にはそうでなくても、ものすごく不満感になる。無力感にもなってくるというのはあるので、だから、やっぱり初期対応というか、あるいはさっき委員長がおっしゃったような例えば校長先生からの絶対的な価値観の表示とかということが、大事になってくるのかなと思うのですよね。「絶対ダメだ」というような話、相対的なことではないのだというような。

- ○委員 親のほうも変に学校に訴えたら自分がクレーマー扱いされるんじゃないかとかですね。 ○委員 そう思っちゃうんですよ、どうしても思うんですよ。モンスター何とかというようにね、 なっちゃうのかなと思うんですよね。それで、うちの子がやっぱり悪いのかなというふうにもちょっと思うようにもなったりとか、そういう、それこそ負のスパイラルが入ってしまうというと ころが、可能性はあると思う。たいていの親はそこは苦しむところだと思うのですよ。
- ○教育長 学校の中には、どうしてもいじめの加害者と被害者が両方いるわけですからね。
- ○委員 もちろん、校長先生としては被害者もそうだけども加害者の立場も尊重したい。とりあえず加害者、被害者というと、そういう立場をとられるということも、もちろん分かる。でもそうすると、じゃあ私が不快に感じていたり、痛いと思っている気持ちはどうなるのかというふうに、だんだんなっているので。だから、やっぱりそこのところで初めにどういうふうに分けていくかというか、判断をしていくかですよね。
- ○教育長 だから、その加害した側にもきちんと教育をして、いじめは悪いことだということを教えていかないと、大きくなってまた問題になりますよね。今度はいじめられた側にもきちんと自信を持たせてあげて、評価をしていかないといけないでしょうし、共に教育はいるわけですよね。そうなったときに、やはりどういう視点で子どもに対応していくのかというところの最初のスタートラインを整えていく必要がありますよね。
- ○委員 そうですね。だから初期対応がやっぱり大事だと思うんですよね。まずは絶対的に、それこそさっき要因になったような、何がしかのストレスを感じている側をまずは全面的に擁護するというか守ってあげた上で、少し落ち着かせて、「問題の本質は何だったんだい」というふうに入っていけるのか。その不安を抱えている側を初めから、加害した側とイーブンに並べて話をしてしまうと、やっぱりそこでは、なかなか事がその後うまくいかなくなるのではないのかな。
- ○小中学校課長 すみません、いいですか。教員が思っているのは、今の目の前の現状がいじめかいじめではないか、パッと見て判断をしようという部分もありますけれども、最初は立場がこの子弱いなとか、あるいは嫌われているなとか、受け入れられていないなという感じをパッと持つと思うのです。そういうことは毎週なり、あるいは毎月に1回なりの中で教員同士が共通理解をほとんどの学校でやっていると思います。その時間割の中に組み込んでいるか、あるいは放課後の「子どもを語る会」という名前でやっているところもありますけど、そういったところで共通理解もしている学校がほとんどで、一番大事なのは感性という話がありましたけど、それを見て「危ないぞ」と思って共通理解をしようとする、その第一歩の部分の感性で、その次に未然防

止で終わればいいのですけど、指導の方法が詳しいマニュアル、それは指針の中に入っている、 この中に入っているものなのですけど、1ページだけをお示ししたのですけど、これも教員がつ くったもので、さらにこれに新しいものを付け加えていけばいいと思っているのですけれども、 これが常にこのとおりにいくものでもないし、具体的な指導の中身というようなことを、どんな 体制でどんな言葉を子どもたちに語りかけていって、どういう手順で、あるいは一斉に引かない といけない場面もあるかもしれません。そういったことを段取りを組める、そういった研修とい いますか、打ち合わせをできる教員が必ず学校にいると思うのですけど、管理職がそうかもしれ ません。そういったものを確実に伝えていく、これをきっかけに、やってくれている学校がほと んどだと思うのですけど、そういったもので指針をもう一度見直すとか、今、文部科学大臣の談 話とかは通知をさせていただいているんですけど、そういったものをきっかけに指針、そのまま で研修をしてもらえばまたいいですけども、それぞれの学校、それぞれの自分のところの事例で 検証していく、いっていることがほとんどだと思うんですね、そんなことを支援するといいます か、外部の人が入ってくるというのは、委員長がおっしゃったようにありがたい部分もあるので すけど、教員が自分たちで解決したいというか、解決できるのは自分たちしかいないといいます か、その思いもどこかにあるはずなんですよね。一番分かっていますので。保護者のことも地域 のこともだいたい分かっている。そういう、ある部分その気持ちも大切で、そういったことも支 援する。教育長がおっしゃった管理職の感性でそういうものを使えるようにしていくといいます か、そのシステムですね。使えるようにしていくというものを準備するということのほうが大事 なのではないかなと思います。

○委員長 時間はずっと、これは夜まで話しても尽きないと思うのですが、小中高でやっぱりちょっとずつ違ってくると思うんですね。ただ、違ってきますけれども、2ページに書いてある資料1の矢印、何をどうしなければいけないかということは一緒で、同じではないかと思うんです。まず、「生徒のサインを見逃さない体制づくり」とか、それから「いじめをゆるさない学校文化、学級づくり」、小学校については学級づくりでしょう。中学校、高校については校風づくりだと思うんですね、学校あげてのね。それから(2)での「第三者からなる学校問題支援チームの活用」とか以下、下ずっと書いてありますが、これについては、どの校種でもこれは必要、重要なことではないかなと思います。先ほどすでにあるいじめ対応指針を見直して、まだ不十分であるところは新しく入ってくるのかもしれませんが、私は今回の大津の事件で各現場が、やはり職員研修というものをされて、もう1回確認すべきことは全職員で確認をしていただきたいなということですね。思ったりしているんですけども。

- ○委員 教員が1人で抱え込んで解決するとしたら、これは大変だと思うんですね。だから組織で対応できるような、そういう制度づくりといいますか。
- ○委員長 そうですね。組織で対応というのが大事ではないかなと思いますよね。
- ○教育長 今日は、そこの中の(1)のところがポイントだし、2番もつながるのですが、学校の中でいじめを発見するために感性を高めていく。そのためには、定義だけにとらわれずにいろんな角度からものを捉えていくということがありましょうし、もう1つはやっぱり学校の教員は専門家ですよね。地域のこともよく分かっている、家庭との連携もあるだろうし、学校のことも

よく分かっている。では、そういう良く分かっている教員が集まって議論すると、本当に適切な解決方法が見つかるのかというのも、これも疑問のところなのですね。ケースによってはそれが全く機能することもありますし、一方では逆にそうした教員の同じ集団の中で議論していくことが、ややもすれば、この事は情報を出そう、出さまいとかいうふうなことになってしまうことも心配されるわけですよね。ですから、このケースによってやはり事案があったときに、これはどういう対応で処理するのかとか、最初の処理方針を固めていく。行き当たりばっかりではなくて、これは根が深そうだから、もう少し最初からこういうメンバーで検討しましょうとか、県から支援チームを派遣しましょうとかいうことで見通しを持った解決をしていくということもいるのかなという気がしますね。だから以前に18年度ですか、文科省からも通知なんかが出ますが、学校だけで解決するということに固執しすぎないようにということがありますので、やっぱりそのこともこれまでの教訓を生かしたことだと思いますので、やはりそのあたりはバランスとって見ていく必要があるかなと思いますよね。

○委員長 よく学校の閉鎖性ということを言われるのですが、今だんだん学校も開放していっていますし、外部の方が学校の中に入って来られる機会もあったり、学校評議員さんもおられたりするのですが、そのいじめが発生した生徒指導上の問題が起こったということもやはり隠すのではなく、地域みんなでその辺を解決していくという気持ちを、やはり持っていくということは大事だと思うのですよね。

○委員 教育長、いずれにしても委員長、確か教育の振興協約の中には、不登校の問題がありましたよね。不登校の数字的なものは、まだ確か目標に達成していなかった。そういうことを含めて、幸いそういう協約を結ばれたわけだし、いじめと不登校はどうしても離すことはできない。やっぱり関連はあると思うので、そういうことも含めて包括的に話し合えるということは、鳥取県のいいところではないかと思うのですけどね。そういう協約も含めて、今後前向きに深く検討していければ。

- ○委員長 10日の日にその会があるんですよね。
- ○委員 そうですね。
- ○教育長 今日の知事の記者会見でも、それを見ると8月にも委員会で話し合う場ということと、客観的な目でいじめ調査ができるようにするとか、そういう何らかの改善策を話し合ってみたい。 そして、振興協約の中で表現していくことを視野にやっていきたいと思います、ということなんですね
- ○委員 毎年、柔軟性をもって取り組み内容を変えると書いてありましたからね。
- ○教育長 知事に会って話をする前に、それぞれお近くのところでいいですから、事務局のわれ われも同行しますので、各学校の様子を、生の声を聴いてみるのもいいと思います。不登校では 行っていただきましたので、今度はいじめという観点で。
- ○委員長 ここに資料、平成22年度が最新ということで載っている鳥取県のいじめ認知件数の推移。認知件数ですから、認知されていないものもあるのかもしれませんけど、認知件数ということがありますね。いじめの定義がどうこうではなくて、何でもかんでもすぐ「いじめ」と言ってしまう子どもたちもおりますよね。その辺がちょっと問題なのですけれども、私は現職していた

ときにいじめという定義があったのですよ。自分より弱い者に対してというのがやっぱりあったのですよ。一方的に身体的・精神的な課題を与えて、その苦痛を感じさせるというものがあったのですよね。

- ○教育長 今でもそれはあります。
- ○委員長 今もありますか。弱い者には。
- ○委員 先生が生徒に対してまさに、いじめになってしまうのではないですか。
- ○委員 自分より弱い者という定義になるのか。
- ○委員長 身体的にも肉体的にも相対的になりますけど、先ほどありました、どう見てもこちらのほうが弱いなと思えるのもあるのですよね。そういうときに、弱いものが強いものに向かってしたのはいじめと言わないのかというのもあるのですけれども、ひやかしとか、からかい、悪口というのは小学校なんかはよくあることなんですよね。
- ○教育長 35人以下学級になりましたから、子どもの状況は以前に比べてより把握しやすくなってきたのではないかなと思います。
- ○委員長 そうあってほしいですよね。
- ○教育長 そういう環境を生かすということも大事かなと。
- ○委員長というようなことで、今はよろしいでしょうか。
- ○教育長 第1ラウンドで、じゃあ。
- ○委員長ということで、今後またよろしくお願いしたいと思います。
- ○委員 10 日までの件というのは、どういうふうにしたらいいですかね。
- ○委員長 学校訪問の件ですか。
- ○教育長 それはまた調整させていただけますか。それで、また情報を持ち寄って、知事とお会いする前に話をするかもしれませんし、また、知事の話を受けて 23 日ですか、この教育委員会、8月にこれの続きを話してもいいですし。
- ○委員 では、行く学校は自分で決めるほうがいいですか。
- ○教育長いや、それはまた調整しましょう。またご希望を聞きながら調整をします。
- ○委員はい、分かりました。
- ○委員長 それでは、以上で議事は終了しましたが、各委員さんから何かございましたら発言を お願いします。
- ○委員 私はあまり現場を知らないのですけれども、やはり小学校のときから、未来を見据えた 教育として、もうちょっと道徳の充実した現場にしてほしいなとずっと思っていました。何か学 力主義の状態が多くて、何か今の子どもたちが荒れているのではないかという、そういう思いが あるのですけれども、鳥取県だけ道徳を増やすとかそういうことはできないのですかね。
- ○委員長 教育課程の時間数は一応決まっておりますからね。ただ、実践的道徳というのも今言ったりしまして、いろんなゆとりの時間とか、放課後体験をする中で道徳的な資質を養うということもありますが、それは各学校で工夫されていることがあろうかと思います。
- ○委員 何しろ子どもから意見がどんどん聞けるような場をつくったりとか、人権とかそういう 権利の勉強とかは、かなり意見を求めるのですけれども、そういう場ももっと増えたらいいなと。

- ○委員長 県内の学校の道徳学習の状況等について、いろいろ聞きたいということですね。
- ○委員 そうです。はい。
- ○委員長 他にはございませんか。

ないようですので、それでは本日の定例教育委員会はこれで閉会します。

次回は8月23日木曜日に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 はい。それでは異議がないようですので、以上で本日の日程を終了します。お疲れさまでした。 (13時45分閉会)